

鎌倉市告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年（2025年）2月3日から令和7年（2025年）2月17日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）2月3日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
9	市道003-008号線	材木座六丁目	643番12	材木座六丁目	336番4	3.24～4.52	27.93

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変更の区間					
		起 点		終 点		幅 員 (m)	延長 (m)
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番		
9	市道003-008号線	材木座六丁目	643番12	材木座六丁目	336番6	4.50～5.75	27.93

2 市道路の供用開始

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供用開始の区間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地番	町名又は字名	地番
13	市道003-008号線	材木座六丁目	643番12	材木座六丁目	336番6